

令和4年度 「練馬小学校いじめ防止基本方針」

1 学校の基本方針

- いじめは重大な人権侵害であり絶対に許されないと言う認識を徹底させる適切な指導を行う。
- いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害児童の側に寄り添い、解決を目指す。
- いじめはどの学級、どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、組織的に対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1)いじめ問題の重要性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決に当たる。
- (2)重大な事態にならないよういじめの未然防止、早期発見、早期対応の姿勢で取り組む。
- (3)家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携して、いじめ問題の解決を図る。
- (4)いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。

3 学校の取組

- (1)いじめの早期発見といじめ防止等の対策に対応し、いじめ問題に組織的に対応するために、「練馬小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2)いじめに係る相談を行うことができる相談体制を確立する。
- (3)「ふれあい月間」(6月・11月・2月)に全校朝会で校長が「いじめは人間として許されない」ことを講話し、その後、各学級でもいじめ防止に関する指導を行う。また、校内研修会を実施する。

4 いじめの防止

- (1)日常の指導での取り組み
 - ①各教科・道徳、特別活動や人権教育年間計画等を活用して、意図的、計画的に心の教育を推進していく。
 - ②一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりをする。
 - ③学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
 - ④運動・スポーツ・読書などを推奨し、児童がストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ⑤教職員の不適切な認識や言動を慎み、児童の不適切な言動を見過ごすことなく指導していく。
 - ⑥児童の障害について、適切に理解した上で指導に当たる。
 - ⑦ふれあい月間(6月・11月・2月)に代表委員会による「あいさつ運動」を実施する。「あいさつ運動」を通して、いじめ防止を基盤に、いつでも・誰とでも・同じようにあいさつできる子供を育む。

(2) いじめの早期発見

- ①「ふれあい月間」(6月・11月・2月)及び毎月児童のアンケートをとり、実態を把握し、いじめの早期発見に努める。
 - ②スクールカウンセラーにより5年生の全員面接を1学期に実施する。児童がスクールカウンセラーと相談しやすい状況をつくり、いじめの早期発見、解決に努める。
 - ③日頃から教職員は児童の様子を観察し、いじめや問題行動として、疑わしいときは、双方、または関係者から個別に事実確認をする。その後、管理職等に報告し、必要に応じて、双方の家庭に連絡し、早期解決に努める。
- ## (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ①学年で計画を立て、学年または学級で発達段階に応じて情報モラルの指導を行う。
 - ②保護者会等で情報モラルや実態について情報を共有し、家庭との連携を図る。

5 いじめへの対処

(1) いじめられる側の児童への支援

- ①いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取る。
- ②児童の個人情報の取扱やプライバシーに十分留意し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。
- ③迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全確保に努め、今後の不安を除去するための対応を説明する。

(2) いじめる側の児童への支援

- ①教育的配慮のもと、全教職員が組織的に指導にあたる。
- ②いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の健全な人格の発達に配慮しながら、組織的に継続的な観察や指導を行い、状況に応じて必要な支援を実施する。
- ③保護者に状況を伝え、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求め、保護者とともに人格の成長を主とした再発防止につなげる教育活動を行う。

(3) いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ①見て見ぬふりやいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつように伝える。
- ②いじめを知らせた児童に対しては、安全を守り通すことを伝えるとともに、組織として情報の共有を行い、見守りや声掛けを行う。

(4) 校内組織全体でのいじめへの対応

- ①平素からいじめへの対応について共通理解を図り、組織的に対応していく。
- ②いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、いじめと認知した場合は「練馬小学校いじめ対策委員会」が迅速に会議を行い、情報の共有、教職員の役割分担、今後の対応を検討する。
- ③いじめの疑いがある場合や、解決したと思われる場合も安易な判断は避け、長期的な見守りを行う。

(5) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ② 「練馬小学校いじめ防止対策委員会」が中心となって「いじめ」の全容について実態をただちに調査する。いじめの事実が明らかになったら、双方の保護者に迅速に連絡し、事実説明を行う。
- ③ 被害者のケアを第一に行い、加害者に対しては、事の重大性を理解させるとともに厳粛に指導する。双方の保護者と関係教員が一同に会する機会を設け、いじめの解消に努める。

(6) インターネット上やメール等でのいじめへの取組

- ① 公開の掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報が開示された場合は、短時間で被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し必要に応じて警察等に相談・通報し、援助・助言を求めながら、削除依頼などの適切な措置を慎重に行う。
- ② インターネット上でいじめを行った児童には、個人情報に関する書き込みや発信等は重大な人権侵害であり、犯罪に当たることを指導する。

6 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- (1) 定期的ないじめの調査から課題を洗い出し、計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- (2) 「練馬小学校いじめ対策委員会」は学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- (3) 職員や保護者による学校評価において、学校のないじめに対する組織的で迅速かつ適切な対応の状況を定期的に評価し、改善を図る。